平成28年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成28年6月30日(木曜日)

1. 出席議員

1番	末	永	義	美	2番	杉	Щ	武	志
3番	戎	屋	昭	彦	4番	猶	野	智	和
5番	秋	枝	秀	稔	6番	岡	山		隆
7番	髙	木	法	生	8番	三	好	睦	子
9番	Щ	中	佳	子	10番	岩	本	明	央
11番	下	井	克	己	12番	秋	Щ	哲	朗
13番	徳	並	伍	朗	14番	竹	岡	昌	治
15番	安	富	法	明	16番	荒	Щ	光	広

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 出席した事務局職員

 議会事務局長
 石 田 淳 司

 議会事務局
 大 塚 享

 係
 長

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 畄 晃 西 総務部長 辺 剛 田 市民福祉部長 三 浦 洋 介 総合観光部長 奥 田 源 良 秋芳総合 佐々木 彰 宣 支所 総務部次長 細 \mathbf{H} 清 治 市民福祉部 Ш 弘 鮎 子 市民課長 総合観光部次長 綿 谷 敦 朗 上下水道事業 波佐間 敏 管 理 者 教育委員会 末 出 竜 夫 事務局次長 消 防 長 松 永 潤 病院事業局 芳 安 村 武 管理部長 上下水道局 昌 戸 子 管理業務課長

議 会 事 務 局 野 尻 登志枝 係 長 野 尻 登志枝

副 市 長 篠 田 洋 司 昭 総合政策部長 藤 澤 和 建設経済部長 西 良 平 田 美 東 総 合 倉 重 郁 所 総務部次長 昭 大 野 義 務 竹 内 正 夫 財政課長 建設経済部 栄 白 井 次 次 病院事業管理者 髙 睦 橋 夫 教育委員会 金 子 彰 事務局長 会計管理者 原 杉 功 消防本部次長 有 吉 武 士 上下水道局長 松 野 哲 治 監査委 幸 小 田 正 事務局長

消防本部 原川 章

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第57号 美祢市行政組織条例の一部改正について

日程第 3 議案第58号 美祢市上下水道料金審議会条例の制定について

日程第 4 議案第54号 平成28年度美祢市一般会計補正予算(第2号)

日程第 5 議案第55号 平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)

日程第 6 議案第56号 平成28年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 7 議案第59号 財産の取得について

日程第 8 議案第60号 美祢市教育長の任命について

日程第 9 議案第61号 美祢市教育委員会委員の任命について

日程第10 議員派遣について

日程第11 議案第62号 美祢市監査委員の選任について

日程第12 議員提出議案第2号 美祢市議会委員会条例の一部改正について

日程第13 議員提出議案第3号 美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正に

ついて

日程第14 特別委員会の設置について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

- ○議長(荒山光広君) おはようございます。これより、本日の会議を開きます。 この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。
- 〇議会事務局長(石田淳司君) 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表(第4号)及び議員派遣一覧、以上2件でございます。 御報告を終わります。
- ○議長(荒山光広君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表の とおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、秋山哲朗議員を指名いたします。

この際、市長から発言の申し出がありますので、許可いたします。西岡市長。

〇市長(西岡 晃君) 議長のお許しをいただきましたので、先日の竹岡議員の一般質問での私の選挙収支報告書の内容についての御質問にお答えいたします。

収支報告書を作成した担当者――出納責任者ですが――に確認したところ、当該 女性と思われる方には賃金の支払い実績はなく、収支報告書にもそのように記載し ておるところでございます。

女性の方につきましては、無償ボランティアでお手伝いしていただいております。 また、食事の件でございますが、基本的に事務所にいて弁当を出しておりました が、弁当がないときは近くの食堂にて食事を提供したものが記載されております。 以上でございます。

- ○議長(荒山光広君) 続いて、執行部から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。白井建設経済部次長。
- **〇建設経済部次長(白井栄次君)** 議長のお許しをいただきましたので、本定例会初日に三好議員からいただきました美祢観光開発株式会社に関わる質問に対する御回答を申し上げたいと思います。

まず、道の駅おふくにおける商品の販売方法につきまして、委託販売か、もしく は買い取りかということのお尋ねでございましたけれども、買い取りのほうが確実 な商工業者の所得の安定につながるということから、市としては買い取りによる販 売を推進をしておるところでございますけれども、このことを踏まえまして、道の 駅におきましては、一部の商品については買い取りによる販売を行っておりますけれども、全ての商品で行っているのではございません。

また、委託販売の際の手数料の率につきましてでございますが、市内業者に対しましては15%、市外業者に対しましては25%以上ということで対応いたしておるようでございます。

次に、雑損失の7万2,014円につきましては、商品の損壊や盗難等による損失を計上いたしたものでございます。

最後でございますけれど、運賃の前年度と比較して72万円の増についての御質問でございましたけれども、これはふるさと納税返礼品による売り上げが増しまして、このことに伴いまして商品を発送するための運賃が増となったものでございます。

以上でございます。

○議長(荒山光広君) 日程第2、議案第57号から日程第7、議案第59号までを 会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長(戎屋昭彦君) おはようございます。ただいまより、去る6月 21日開催の総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件について審査いたしましたところ、議案第56号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第57号美祢市行政組織条例の一部改正について、議案第58号美祢市上下水道料金審議会条例の制定について、議案第59号財産の取得についての4件については、いずれも全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

また、議案第55号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程における主な意見等について、御報告いたします。

議案第55号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について、委員より、この補正予算は、国保の県単位化に向けての準備であり、国 保の広域化は国が国保会計への国庫支出金を削減することが狙いであり、決して国 保が抱える問題解決にはならないとの反対意見がありました。

この反対意見に対して、委員より、国民健康保険は広域化によってこの制度の安定化を図ることは基本的に正しいと思うし、そうしないと制度がもたないとの賛成意見がありました。

議案第59号財産の取得について、委員より入札に関して質疑がなされましたが、 内容については割愛させていただきます。

最後に、その他の項で委員より、公共料金をコンビニでの支払いができるよう検 討ができないかとの質疑に対し、執行部より、コンビニ収納については、これまで いろいろ検討した結果、現在のところ導入していない、引き続き検討していきたい との答弁がありました。

また、議場等でのタブレット使用の検討に関しての質疑に対し、執行部より、今 後議会と十分相談しながら検討していきますとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出 ておりますので、申し添えます。

[総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く]

○議長(荒山光広君) 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。
 〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕
- ○議長(荒山光広君) 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕
- ○予算決算委員長(猶野智和君) ただいまより、予算決算委員会の委員長の報告を申し上げます。

去る6月22日、委員全員出席のもと本委員会を開催し、さきの本会議にて付託 されました市長提出議案第54号平成28年度美祢市一般会計補正予算(第2号) の議案1件について、慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり 可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑などについて御報告いたします。まず委員より、小学校の空調設備整備計画についての質疑があり、これに対し、

執行部より、秋芳桂花小学校は校舎建設時において、厚保小学校については長寿命 化改修事業の中で空調整備を図り、その他の学校についても学校間で格差が生じな いように整備するように考えている。また、中学校についても同様に今後、国の補 助制度を活用しながら限られた予算の中で優先順位をつけながら、年次計画的に整 備を図りたいとの答弁がありました。

次に、委員より、秋吉台ゲートウェイ整備事業について、県の自然保護課のほう へ許可の確認はされているのかとの質疑に対し、執行部より、県の担当部局と調整 中であり、許可が得られる見込みであるとの答弁がありました。

また、委員より、大変立地条件のよい場所で展開されるが、自動販売機など収益的なものを見込まれているかとの質疑に対し、執行部より、景観を崩さない最低限の設備として自動販売機などを設置する方向で考えていきたいとの答弁がありました。

次に、複数の委員より、交流人口拡大事業であるランタンナイトフェスティバルについて、今回の予算が組まれた経緯や過程に関する質疑がなされました。これに対し、執行部より台湾という外国を相手にしているということと、青年会議所というワンクッションを置いていることが予算編成を難しくしているが、その都度その都度で、上司などにも報告をし、理解を得た上で進めている。また、青年会議所の若い皆さんが頑張っておられる取り組みなので、市としても引き続いて応援をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか委員より、1体でコンテナ3台が必要な、14メートルの巨大な龍のランタンが台湾より送られてくるわけです。こうしたことも市内外にPRしてほしい。また、これは台湾に台北事務所があるからこそではないかとの意見もありました。 以上をもちまして、予算決算委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を行うことを議長に申し出 ておりますので、申し添えます。

[予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く]

○議長(荒山光広君) 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

[予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く]

〇議長(荒山光広君) 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま、総務民生委員長及び予算決算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

日程第2、議案第57号美祢市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第58号美祢市上下水道料金審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号平成28年度美祢市一般会計補正予算(第2号)を議題 といたします。本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番(三好睦子君) 国保の県単位化に向けての準備なので、この議案に反対いた します。

今回の国保の広域化は、国が国保に対して出すお金、国庫負担金を削るのが一番の狙いだと思います。また、財政運営の一元化は国保税の値上げと取り立てが強化されます。広域化で国保が抱える問題、国保税の負担が重い、そのために収納率の低下、国保財政困難、また職員の労働過重などの問題の解決にはならないと考えます。

国保は助け合いという意見もありますが、これは違います。今の国保法には助け合い、相互扶助という文言はありません。国保制度は誰もが何らかの保険に入っておくべきだ、国民皆保険、その実現のために発足したのです。憲法25条に基づく社会保障制度なのです。一般会計からの税金の投入は、国保に加入していない人との不公平という議論もありますが、税金を負担しているのは市民、国民みんなです。みんなで負担した税金を市民の生存権を守るために使うのは当然だと考えます。国保に入っていない方でも、退職をされたら加入するようになります。いずれ誰もお世話になる国保医療保険です。

国保問題の解決は国庫負担金を増額することだと思います。発足当時、6割が国庫負担だったのですが、それが今は削られています。国のこうした国庫負担金の増額を求めて意見といたします。

- ○議長(荒山光広君) その他御意見はございませんか。竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) 三好議員が反対討論されましたんで、私は賛成討論をさせていただきます。

若干、三好議員のおっしゃったことは国保法、憲法まで出されたんですが、考え 方が若干、私と違うところがございます。

確かに、国保事業は……いろんな社会保険だとかいろんな保険事業がございます。何らかの理由でそうしたものから離脱したとき、先ほど三好議員が言われた国民全員が何らかの健康保険に加入させると。これは原則であります。しかしながら、国は最終的には国保事業の健全化については国が努めなければならないと、こういうのが大きな目的となっておりますし、県は各市町村がやっているものに指導しなさいというのが基本なんです。

従って、28年度の国保会計、三好議員は見られたと思うんです、約40億の事業規模の中で保険税は14ないし15%の負担しかかかっていないんです。あとは国とか県とかいろんな公付金等で賄っているわけです。それをより健全化していこうというならば、私はどうせ国や県がそこまで介入しなくちゃならない事業ですから、広域にやられて合理化を図って、そして国保事業を健全化していこうということについてはいいんじゃないかなというふうに思っております。それはなぜかというと、最終的な、いわゆるこれが健康保険のとりででございます。国民の健康を維持していくため、最後のとりでを崩してしまうと困るのは国民でありますから、従って、この事業が健全化に向けて何かの施策をしていこうということについては、私は賛成をしたいというふうに思っています。

以上です。

〇議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) これより、議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(荒山光広君) 結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第56号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)を 議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第60号美祢市教育長の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑はございませんか。質疑です。提案理由に対する質疑でございます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第60号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番(三好睦子君) 議案第60号について、賛成意見を述べます。討論じゃろ。 賛成意見ですが、ルール……。反対討論がないので、賛成討論いたしますが、いい んでしょうか。

- ○議長(荒山光広君) ルールは、済みません、反対討論が先ですかね。
- ○8番(三好睦子君) 反対討論がない場合は賛成討論ができないということでしょうか。
- ○議長(荒山光広君) ちょっと済みません、着席。
 再度お諮りいたします。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) 私は、さきの臨時議会で、本会議でお話しを申し上げましたように、この案件につきましては当初から出された方のお人柄だとか経歴だとか、一度も触れたことはございません。ただ、その選任にいたってのプロセスについて異議を申し上げました。ところが、非常にこれが時間が経てば経つほど、いろんな情報といいますか、そういうことをお聞きしますと、どうしてもぬぐい切れないものが一つあるわけであります。

それはどういうことかといいますと、皆さん御存じだろうと思うんですが、公職 選挙法の確か221条だったと思うんです、職務供与の問題がございます。これは、 221条の1項並びに3項だったと思います。これに抵触するんじゃないかという、 また新たな疑問が生じてきたわけであります。このことにつきまして、議会ではお 三方を、市長が前回の答弁のときにも、お三方に相談した、しかしながら最終的に は私が決めたんだと、こういう御説明だったんです。

私は、さらにそれ以降、いろんな方からお聞きしまして、今度は逆にさきほど申 し上げたことに抵触するんじゃないかという、この疑問を払拭することが今日まで できませんでした。

従って、私は提案されたお人柄については何のあれもございませんが、議会であってはならないこと、こういう人選の仕方、これについて異議を申し立て、反対とさせていただきます。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。三好議員。
- ○8番(三好睦子君) 私は賛成意見を述べます。

先ほど、竹岡議員さんの人に対してはよいということでしたが、プロセスがいけないという御意見でした。この件の内容について、教育長の選任について、市長のお考えは今まで教育委員長であられた前田氏を委員長、教育長とするという考えは、ごく自然な成り行きと考えます。それで、市長のお言葉の中でお人柄や周りの評判、

また受けていただけるかどうかを聞くという説明がありましたが、当たり前のことだと思います。自然の成り行きだと思います。と思って、この議案の賛成意見として述べます。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。岡山議員。
- ○6番(岡山 隆君) それでは、議案60号の美祢市教育長の任命について、反対 討論を申し上げます。

この件に関しましては、美祢市議会臨時会、またその議事録等、政治倫理審査会において審査されてきておるところでございます。こういった事案に関しましては、もう既に、私、政治倫理審査会の中で申してきたところでありますけれども、5月20日の臨時会の議事録の中で、前田さんにつきまして、下井議員は、「地元であることからお人柄や周りの御評判等をお聞きして、前田さんが受けていただけるかどうかということを確認をとっていただきました」とこの西岡市長が言われております。そして、5月20日の同日、議員全員協議会においては、「次の教育長として前田さんは受けてもらえるじゃろうかという相談を受けたからどうなんでしょうかということで、前田さんのほうに言ったのは事実です」と。このように下井議員が言われておるわけでございます。

教育長のこの人選までのプロセスの中で、元会派の同僚議員にお願いし、前田さんのほうに行って、前田さんが受けていただくかどうかということの確認をとってもらうことで下井議員が口利きをした、それ自体が政治倫理条例第3条第5項の「市職員の採用、承認または人事異動に関しての推薦もしくは紹介等、その地位を利用した不当な影響力を行使しないこと」に該当するわけでございます。

この特別職、教育長は市の職員に当たらないから、市職員の採用に当たらないと 強く正当性を主張されておられましたけれども、先日の徳並議員の一般質問で、田 辺総務部長は「特別職の教育長は市の職員に当たる」と答弁していますし、公明党 本部の県本部の政策担当者も同様に「特別職の教育長は市の職員に当たる」と言わ れています。

特別職の給与は、一般行政部門、普通会計に含まれていることから、当然そういうことに該当すると考えられているわけでございます。そういったことで、今回は大きく政治倫理条例に逸脱している、この3条の5項に逸脱しているということで、今回のこの60号の市教育長の任命については不同意、反対の討論とさせていただ

きます。

- ○議長(荒山光広君) 岡山議員、今ちょっと確認ですけども、冒頭のお話は5月 20日の臨時会と言われましたけど、全員協議会の中でのお話じゃなかったですか、 冒頭のお話は。ちょっとその辺、修正していただけますか。いいですか。岡山議員。
- ○6番(岡山 隆君) その辺につきましては、あとのほうはよかったと思いますけれど、ちょっと前半については間違えがあったということで、そこは修正したいと思います。
- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。山中議員。
- ○9番(山中佳子君) 私は、この議案第60号美祢市教育長の任命についてに同意 します。

教育長、教育委員は美祢市をこれから託していかなくてはならない子供たちが安心して生活できる基盤づくりに大切な特別職の人事案件です。

前教育長の退任から1カ月以上、教育長の不在が続いていますが、幼稚園から小中学校、さらには高校まで学校教育に及ぼす悪影響が大いに懸念されます。

現在、職務代理者が各種会合には顔を出されてはいますが、本来なら教育長が リーダーシップをとり、どんどん決定されて進められなければならない事業は停滞 し、教育現場での教職員の士気にもかかわる、教育行政に及ぼす影響は多大なもの があります。

以上のことにより、この議案に同意します。 以上です。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) 私は、山中議員の発言に対して、今、私たちは教育行政を 論じているんじゃなくて、いわゆる議員が政治倫理条例に抵触したやり方をされて いるんでいけないといっているわけです。

お人柄については、何も申し上げてはおりませんし、そして関与された方、誰一 人反省の色がないんです。

先だっての政倫審で、例えば教育委員を山中さんは数人名前を挙げた、それは推薦でもなければ紹介でもないと。私、ちょっと高等教育受けてませんから、日本語がよくわかりません。ひとり言なんでしょう、それは。だけど、反省の色が私たちは全くない、だったら、確かに教育行政大事です。今おっしゃった、保育園から高

等学校まで含めて。ただ、しかし私が申し上げたいのは学校教育だけじゃないですよね、教育委員会というのは。文化もあれば、スポーツ振興もあります。それから、我が市においては、ジオパークのこともあります。ですから、幅広い行政が、私は滞っているとは思っていません。政倫審のときも担当部署を呼んでお聞きしたところが、それが今、代理者がいらっしゃるんで支障ありませんということですから、私たちはまず、議員としての襟を正すことが大事だと、また、政倫審のときも申し上げました。名前を挙げられた方に対して、例えば反対できますかと言ったら、賛成しますとこうおっしゃるんです、当たり前の話です。自分が出した人を反対するわけにいきません。そこに大きく二元代表制の問題点があるんじゃないですかというのが今までの私の論点なんです。だから、全くわかってない、反省の色もない。こう申し上げて再度意見とさせていただきます。

- O議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。秋枝議員。 賛成ですか。 秋枝議員。
- ○5番(秋枝秀稔君) 失礼します。この議案につきまして、賛成意見を述べたいと 思います。

先ほどから、反省、反省と言われまして、まず前提として違反しておるという、 こういう前提で物を言われるわけですが、幾度も幾度も申し上げているとおり、違 反してません。

それを盾にとって、いまだに教育長が決まらんというのは、これは異常な事態と 思っております。

少しずつ、これはじわりじわり教育行政に影響が出ておるというふうに思っております。言うなれば、組織体制がいまだ宙に浮いている状況、組織のタガが緩んで体制が脆弱な状況の中、とかく事故が起きるんです。児童生徒の事故は非常にこわいです。

先日、危機管理体制の一般質問もありましたが、早急に結論を出して正常な状態 にしなければなりません。

以上で、賛成の意見といたします。

- 〇議長(荒山光広君) 秋山議員。
- **〇12番(秋山哲朗君)** まさに、今、政治倫理審査会、2回ほど行われましたけど、 真っ最中であります。それにかかわっている議員がこの本会議場におられるという

ことはちょっと私は違和感を感じております。本来ならば、退席をすべきじゃないかというふうに思っておりますけども、堂々と賛成の意見を述べるのに違和感を感じておる一人であります。

そして、先日の政治倫理審査会、これは杉山委員さんから秋枝委員に推薦等を議員が行っているんじゃないかというような似通った発言があったと思うんですが、という発言に対して、この時に秋枝議員がどういうふうな発言をされたかですよね。このときに秋枝議員は「特別職につきましては、誰がかかわるか、市民です、そして議員です。かかわらんにゃどうしようもないじゃないですか」、議員がこれにかかわって当たり前という発言なんです。これ多くの市民の皆さん聞いております。

先ほど特別職は職員であるということを言われましたね。一般質問の中にもありました。その人事に議員がかかわって当たり前じゃないですか、かかわらんにゃどうするんですかという発言が政倫審の中であったということです。そこに議員の倫理観がないんじゃないですかということを我々は先ほどから申しておると思います。

教育行政、滞るの大変です。一日も早く決めなくてはいけない。ただ、それは議員の反省があってからではないかというふうに私は思って、この案件に反対をいたします。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。 賛成の方の御意見があれば、先にお伺いしますけども、なければ、髙木議員。
- **〇7番(髙木法生君)** 私は、このたびの人事案件につきましては反対の立場であります。

市長さんが、市長の専権事項といたしまして選任者と申しますか、適任者を選任 されたわけでございまして、これまではよかったわけでございますけれども、これ に議員が人事に関わったということで、美祢市政治倫理条例に私は抵触すると認識 しているところでございます。

心情的には、合併後初めて、旧美祢郡の地域の方がこうして教育長という特別職を選任されたということで、大変、私も美東町でありますけれども、喜ばしいことであると思っておったところでございます。

しかしながら、こういったことで大変残念であると思っております。前回もこの 案件につきましては、私は同意しておりませんけれども、今回も議員さんたちの反 省の色もなく、何ら変わった状況もございません。私は一貫した考えのもと、この 議案に反対させていただきたいと思います。

また、ここで1件、やっぱり危惧していることは、この事案が発生したことで、 今後また市の一般職員に対しての人事介入が生まれるのではないかというような、 そんな危惧もしております。そういったことで、非常に残念ではありますけれども、 この議案に反対をさせていただきたいと思います。

以上であります。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。 賛成、反対どちらですか。 (「反対」と呼ぶ者あり) 反対。 賛成の方の御意見、先にもしあればお伺いします けど、よろしいですか。それじゃあ、徳並議員。
- ○13番(徳並伍朗君) 私は、きのう一般質問でさせていただきました。早く、教育長なり教育委員さんが決まって教育の問題を論じたいというふうに言ったわけであります。

しかし、私も動議を出した人間でございますけれど、よく考えてみると、責任のまず発端は自分たちで政治倫理をつくったその当時、市長を初め純政会の方ですが、市長は人事権があるわけです。それはいいとして、しかし、自分が議員のときにつくったのをみんなで、純政会の者がみんなで破って、もう考えられないんです。市長はちゃんと議員から市長になったら立場が違うわけですから、それをきちっと、先ほど髙木さんが言われましたように、二元代表制、このことをちゃんと守ってもらわないと。俺が市長になったからお前ら一緒にやってええぞ、どんどんどんどんやれ、そんなものだろうと思う。きちっと身折りしていれば、こんなことになっていない。ちゃんと、自分で決めたことをどんどんやるって言っていて、どねえするんですか。先ほどの反対意見の方々の意見をよく聞いてください。早く、一日も早く、これどうしようかって、もうしないと全然反省もせずに、いいじゃないか、職員じゃないからいいじゃないかとか言いますが、そんなものじゃない、常識なんです、これは。給料もらっておられます。我々と一緒です。非常勤の特別職なんです。職員です。ちょっと、とにかくこの政治倫理条例というのをもう一遍読み直して、正しく読み直してもらいたいというふうに思っております。

私は今までの資料、言われたこと、全く反省の意思がないし、またそういう気持ちのないようなこういう人事については、私は、きのうも言いましたように、教育長さん、私もよく知りません、教育委員さんも知りませんけど、私はいい人事だと

思っている。早く決めてほしいと思っておりますが、しかし、その決め方、関与しない。関与して当たり前じゃないかという、この違いがこういうふうな問題になっているわけです。これを早く政治倫理審査会でもきちっと整理をしていただきたいというふうにも思っておりますし、今、この状況においてはどうしても賛成しかねます。

以上です。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。反対。(「反対の」と呼ぶ者あり) 賛成の方の御意見はございませんか。なければ猶野議員。
- ○4番(猶野智和君) 私は、反対の立場で発言させていただきます。

今回のこの事案、大変私は厳しい思いをしております。市長ですとか、今回関与された議員さんたちは認めていただけませんでしたが、地元議員という御発言、あったと思います。市長のほうから。今回、地元議員に相談したと。前回本会議において。私は、多分、今回候補にされた方の一番の地元議員だと思っております。住所で言っても直線距離もほぼ一番近いですし、私か杉山さんかどちらか。秋芳町秋吉はいろいろ地区に分かれておりまして、東西南北で、北部というところに私住んでいるんですが、この方も北部で同じでいろいろなボランティア活動などで大変顔を合わせて、日ごろから懇意にさせていただいておりますので、非常に厳しい決断をさせていただくことになっております。

私、前回の臨時議会のときですか、ここの本会議で発言させていただきまして、 御本人には何も問題はない、プロセスに問題があるんだということを発言させてい ただいたと思います。

しかし、今回また市長はこの議案第60号の提案されたときに、ずっとこの任命の候補になった方のプロフィールをずらずらずらずらずら言われたんです。私は聞いていて、いや、そこじゃない、御本人のことじゃないんだ。もう、そのプロセスについて何か御発言をいただきたかったというとこで、あそこの流れではもう即決事項ですから、あの場でもう決まってしまう。一事不再議の原則がありますから、この議会で一度あの流れでは多分否決になるでしょうから、一度否決になってしまうともう9月までこの議案が言えなくなってしまうということで、私どもは動議を出していただきまして本日まで採決を延ばさせていただきました。その間に何か動きがあればなという期待をしておりました。

今回、決定的だったのが、やはり先日行われた審査会でございます。審査会の中で本当……お話……いろいろな関与された議員さんたちの御発言を聞いていくと、その審査会も要は、わかりやすい言葉で言うと口利き疑惑をかけられていたわけです。それに対する答弁をずっと聞いていきますと、最後のほうにはもう開き直りとしかとれないような御答弁をされておりました。それはもうテレビを通して市民の皆さんも聞かれたと思います。あれを私は、後ろで傍聴席で聞いておりましたが、驚きを通り越して衝撃を受けました。何とかして地元の候補者ですので、思いはあったんですが、そこで、厳しいなという判断はさせていただきました。

本日に至っても、先ほどのプロセスに対するお話、そして、それに関わった議員 さんの納得のいくような御説明、口利き疑惑は晴れるどころか深まるばかりといい ますか、あそこを聞いてる範囲内では、もうほぼアウトだろうという心証を私は持 ちました。個人的にですが。

今後、その審査会がどういう流れで進んでいくのかは、私は参加していないので わかりませんが、この審査会が行われている最中に、また今、ここの採決というこ とになりましたら、やはりいかに地元といえども、賛成はしづらい。市民の皆様に 十分な説明はできない。そういう判断になりました。

最後の最後まで、私はいろいろ思いはあることは、本当近い議員さんには胸の内は話していたのは聞いていただいたと思うんですが、それでもやっぱり大きな流れ、そして候補になった方も非常に話しのわかる方ですから、このあたりの筋論ということで聞いていただければ、いい気分はされないでしょうが、納得される部分もあるのではないかということで、今回、私は反対の立場をとらせていただく意見を述べさせていただきます。

○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意を することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(荒山光広君) 結構です。挙手少数であります。よって、本案は同意しない ことに決しました。 日程第9、議案第61号美祢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第61号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。最初に、もし反対御意見があれば、先にお伺いいたします。秋山議員。

○12番(秋山哲朗君) 先ほどの考え方と全く一緒でありますけども、政倫審の中での山中委員の発言。「私が何人かを挙げた中から市長が選ばれて市長が推薦をした」ということ。いいですか、もう一度言います。「私が何人かを挙げた中から」、この日本語の言葉っていうのが、紹介か名前を挙げただけか、推薦かといろんな捉え方があろうかと思います。何人かを挙げたということは推薦に当たるんじゃないですか。紹介したんじゃないですか。そこを巧みにすりかえられて、ただ挙げただけです、これがまさに、今先ほどから言われておる口利きということなんです。それが「挙げただけです」、その中から選んだら、紹介じゃないですか。推薦じゃないですか。違いますか。そういう疑いがある方につきましては、私は反対をさせていただきます。

以上です。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見ございますか。三好議員。
- ○8番(三好睦子君) この議案について、賛成意見を述べます。

先ほど60号でも述べましたが、教育委員についても欠員になった地域から後任 を探すのは自然なことではないでしょうか。

古屋道子さんは美祢地域の方で美祢地域の金子さん、前田さんは秋芳地域の方で、蔵元さんも秋芳地域の方です。この地域間のバランスを考慮されたと思います。ま

た、この考え方は前村田市長さんも同じ地域間、旧1市2町の地域間のバランスを と考えられる、このことは新市長さんも前市長さんも同じ考えだと思います。

この教育委員さんの選任について、同意の意見をいたします。

- ○議長(荒山光広君) ちょっと待ってください。今、三好議員さんのほうからお名前が上がりましたけど、前田さんについては議案第60号の教育長ですので、その辺は修正させていただきます。よろしいですね。何かありますか。三好議員。
- ○8番(三好睦子君) 議案の中では――済みません、教育……。
- ○議長(荒山光広君) 今は教育委員さんの第61号は議案でございますので、前田さんは教育長の議案でございます。済みません。私、勘違いしていました。済みません。私がちょっと勘違いしていました。申しわけありません。竹岡議員。
- **〇14番(竹岡昌治君)** 今、三好議員が言われたのは地区バランスの話だろうと思 うんで、それはカットいたします。

しかしながら、三好議員は全く次元が違う。わかってない。我々がこの時間をかけてずっと政倫審までやりながら議論してきた中身がさっぱりわかっていらっしゃらない。何が問題で反対が起きているんか、理解されていないんです。だからあんな議論になっちゃうんです。

私も、先ほど教育長の案件のときに申し上げたのと全く同じでございます。秋山議員がいみじくも言われましたんで、私は教育長のときにもちょっと山中議員の発言申し上げました。非常に――元教育長さんじゃないけど、「日本語として、竹岡議員難しいね、そういうふうに名前を挙げたけど、紹介でもない、推薦でもない、あの日本語はええよ」という皮肉を言われました。私は答えようがなかったんです。私は、そういうことは、秋山議員も言われたように推薦かもしくは紹介だとこう認識したんですが、山中議員はそうじゃない、それが何が悪いかとこうおっしゃったんです。極めつけは秋枝議員が、そうした人たちを市民や議員が関与するのは何が悪いんか、当たり前じゃないかと、こういう意見だったんです。

従って、私も次元が違うとおっしゃればそうかもしれませんが、どうしてもこの人事の決まるまでの、この案件が出てくるまでの過程がどうしても政治倫理条例には抵触していないとこうおっしゃるんですが、私はどうしてもその疑問を払拭することはできなかったわけでありまして、むしろ先ほども申し上げましたように、公職選挙法の、いわゆる職務供与に当たるという疑いのほうがだんだん濃いくなって

きた、こう申し上げました。

従って、そういうことで反対意見とさせていただきます。 以上です。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。三好議員。
- ○8番(三好睦子君) 先ほど私が次元が違うと何か竹岡議員さんが言われましたが、次元が違う、何を言ってるのかわからないとか、そんなちょっと私の名誉とは言いません、また誹謗中傷とも言いませんが、何かちょっと侮辱にも当たらないと思いますが、何かしっくりいかないところがありますので、意見を述べさせてもらいます。

この61号の議案については、これがいいかどうかということで、この場所はその賛否について討論すると思います。今、ここの議場には先ほどからの意見がいろいろ出ておりましたが、ここは倫理審査委員会ではないので、そこについて、私は倫理審査委員会と同じようなことを述べるべきではないと思って、私も考えがありましたが、その件については述べておりません。この60号と61号についての意見を述べたんであって、先ほどの次元が違うとか、そういう意見には当たらないと思いますので、意見を述べさせてもらいました。

○議長(荒山光広君) 今、政治倫理審査会の内容にまで触れるのはどうかというお話もあったと思いますけども、なぜこの30日までこの採決を延ばしたかという意味は、先ほど猶野議員が言われたように、この選定に関して疑義があるのでそれをただすための政治倫理審査会、そのまだ終結はしておりませんけれども、その過程の中でいろんな対象となっておられる議員の皆さんの御発言等がこの賛否に影響してまいりますので、この議論の中で出てくるのは当然のことじゃないかなというふうに思っております。

その他御意見ございませんか。山中議員。

○9番(山中佳子君) 今、議長に確認しますけれども、この討論の場は1人1回討論の原則というのがあると思うんですが、1人1回しか討論はしてはいけないという大原則があると思うんですが、議員必携の中に書いてあったと思います。

ですから、私はその意味で言われたことに対するその反対というか、またそれに対する抗弁というのはできないなというふうに考えておりますので、それで……。

○議長(荒山光広君) ちょっと着席してください。今、山中議員さんから御意見が

ありました。私も今ちょっと手元に資料がございませんので、その辺、確認をして また再開したいと思います。

5分間、ちょっと休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長(荒山光広君) それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

先ほど、山中議員さんのほうから御意見がありました。美祢市の会議規則にはそういった規定は特段ないんですけども、今言われました、山中議員さんと持っておるものが一緒かどうかわかりませんけど、地方議会の運営辞典という中の「討論」というところで、確かに今言われるように、討論、1人1回の原則というものはございます。ただ、これはあくまでも原則でございまして、よくいわれる議会は議論の府でございますので、自由闊達な議論を進めていきたい、これは議場は議長が仕切りますので、もし御意見があれば、しっかりと言っていただきたいということでございます。

ただ、少し今後、私も不勉強でしたけども、他の討論者の意見に対しての反駁、いわゆる他の討論者に対して意見を言うということはできないというふうにこの中にも書いてあります。その辺は御配慮お願いしたいというふうに思っております。それでは、その他御意見がありますか。三好議員。

- ○8番(三好睦子君) 今の議長さんのあれなんですけど、個人的な先ほどに言われましたように、三好は次元が合ってないとか、これは違うとか、そういった個人的な意見に対して、先ほども言いましたけど言葉が適当かどうかわかりませんが、ちょっと言葉が多過ぎて適当な言葉が見つからないんですけど、間違えていましたら申しわけないんですが、誹謗中傷のような、それまではちょっとオーバーかもしれませんが、それに対して抗議というのはできないんでしょうか。抗議の意見としては。
- ○議長(荒山光広君) 今言いましたように、討論の原則の中にいろいろ賛成、反対の意見は当然あると思います。その意見に、それぞれ出された意見に対して、それは違うよとか、それはこうよということはいってはいけませんという原則ですので、それは今、三好さんが言われたことはわかります。ですから、今後、そういったこ

とに留意して発言をお願いしたいということを今申し上げたところでございます。 よろしくお願いします。山中議員。

○9番(山中佳子君) 議案第61号美祢市教育委員の選任についてに賛成します。 本来なら教育委員は4名ですが、現在は2名で、教育長同様、2名の教育委員の 不在が1カ月以上続いています。

5月の臨時議会では、人物には問題ないが、プロセスに問題があるので同意できないという意見のもと、不同意となりました。

私が教育委員選任の過程において問題があったのではないかということで、現在、政治倫理審査会で審査が続けられていますが、私は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為は一切しておりません。また、地位を利用した不当な影響力の行使なども一切しておりません。名前を挙げることが推薦だ、紹介だとおっしゃいますが、その辺のところも審査会でしっかり議論していただきたいと思います。

そして、何もしておりませんので、反省することもありません。

今回の議案の提案理由として、5月の臨時議会の不同意を受け、ゼロベースで人選に当たり、副市長、金子教育委員会事務局長の3人で協議選考したとの市長よりの提案理由がありました。候補として挙がっていらっしゃる方の資質に問題はありませんので、この議案に賛成します。

以上です。

- 〇議長(荒山光広君) その他。秋山議員。
- ○12番(秋山哲朗君) 今の山中議員の発言に対してどうこう言うつもりはないんですけども、今せっかく政治倫理審査会が開かれておりますよね。この中身のことをここでそれを抵触していないとかというような発言というのは、ちょっと違うんじゃないかと私は思うんです。

その辺は議長はどういうふうに考えておられます。今、山中議員の発言に対して、 私が言うこともおかしいと思いますけども、ただ政倫審の中のことを、ここさっき 言われましたよね。それはちょっといかがなものかなという気がしておりますけど も、どうですか。

○議長(荒山光広君) 先ほど、私がちょっと言ったように、この政倫審の開かれた 経緯がこの議案に関係するということで、まさに今開かれておりますけれども、反 対の理由として今の政倫審の流れを言われることは確かにこれは必要かなと思いま す。ただ、その賛成の中でまだ結論が出ていない、もちろん主張はわかります、主 張はわかりますけども、意見として言われるのは私は結構かなと思いますけれど、 それは御本人の判断ですので結構かなと思いますけども……秋山議員。

- **〇12番(秋山哲朗君)** まさに政倫審の本人、山中議員本人がかかわっておることなんです。そして、ここで賛成討論するというのもいかがなものかなということが併せて議長に申し添えておきたいと思います。
- ○議長(荒山光広君) 先ほど竹岡議員さんのお話の中にもありました、議案に対することに関与した議員さんに関しては、除斥が適当ではないかというお話もありましたけども、ただその除斥の手続もとっておりませんし、まだ結論が出ておりませんので、こういった形でやっておりますけども、今の政治倫理審査会の流れも含めて御議論いただければというふうに思っております。安冨議員。
- ○15番(安冨法明君) この議案に対して不同意、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

討論の場は、それぞれやはり自己の主張を賛成、反対の立場で述べながら、それぞれの仲間をふやすといいますか、賛同者をふやすという場であります。いろいろなその意見が出るわけですが、そのかみ合ってないのは確か聞いてて、私そういうふうに思います。ただ、今回の議案に対して、当初疑いといいますか、異議が出た経緯はその議員の身分で、その地位を利用して人事に介入した、こういうふうなことであります。それが是か非かということは、それぞれ議員がみずから定めた政治倫理条例、これに今かかっているわけ。ですから、本当はこれの結論が出てから、この採決ができると私はよかったなと思っているんですが、日程上そういうふうなわけにもいかなかったようで、賛成の方は今まで教育委員会の重要性とか、さっきの議案になりますが教育長の重要性とか教育現場の混乱、大切さということを述べられます。反対する我々は、そのことを十分わかった上で反対をしております。この教育の事案、教育委員会なりの事案が大切なことはわかっているからこそ、議員、その身分をもって介入することが不適切ではないか、また、条例もそのように読み取っております。

それぞれ、先ほど猶野議員がさっきの議案で苦しい胸の内を話されました。私とて、変わりはしません。しかしながら、ここで一つ、我々がそれで折れたとするならば、また同じようなことが繰り返されるんじゃないか。皆同じことを苦しみなが

ら考えている。だから、そのことを十分御理解をいただきたいと思っております。

一部の議員の方がこの件に関与されて、何が悪いか反省はしませんというふうなことも基本的にはちょっと無理があるなというふうにも思っております。事態の解決をおくらせているようなところがあろうかというふうに思っております。ですから、聞いておられる方はかみ合ってないなということを思われるかもしれませんけれども、我々がその前段での政倫審にかかった、その状況のもとを指摘をして反対を――同意できないということを申し上げております。御理解を賜りたい。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見ございませんか。秋枝議員。
- ○5番(秋枝秀稔君) 失礼します。私、この議案第61号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

先ほども申しましたとおり、教育行政が非常に混乱しておるというふうに思っております。一刻も早く正常化しないといけません。先ほども言いましたように、事故が一番怖いです。

先ほどから口利きという、いかにも悪い印象づけるような言い方をされましたが、本当あの意図がようわかりません。政治倫理条例には、しっかり読んでいただくとわかると思うんですけど、我々が、純政会がつくりましたから、先ほども純政会がつくったと言われました。見ていただいたらわかりますけど、法律とか条例をしっかり読み込んでほしいというふうに思います。

そこには、不当、不正な関与とこれが一番の大きな言葉として出てくると思います。この言葉に収斂されると思います。不正な関与していない。だから、私どもは何の落ち度もない。美祢市をとにかくよくしたいという、こういう思いだけです。 以上です。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見ございませんか。猶野議員。
- ○4番(猶野智和君) 私、反対の立場で発言させていただきます。

いろいろ今、お話しを聞いて審査会のときもそうですが、開き直りともとれるような発言もございましたし、この今、きょう、現在にいたっても反省は必要ないというような御発言もございました。そういうのを聞いていると、根本的な問題で賛成をされている方はこの議案を通す気が本気であるのかなという思いがあります。

私、先ほども言いましたが、候補になられている方は問題ない、プロセスに問題があるというとか、今回、採決の時間を延ばしたりとか、解決に向けての方向性み

たいなものは反対しているものは都度サインを出しているんです。こういう方向で 合意をできればというところで。しかしながら、賛成されている方は何か、本当一 歩も引かないというか、賛成に向けての合意をつくっていこうというような姿勢が 全く見られないです。

私、本人からしたら何とかそこに持っていきたいというのが本当先ほど話しましたが、本心であります。しかしながら、完全にきょうのお話し等を向けて、否決に行くなら行けみたいなことが本心にあるんじゃないかと、ああいう発言されていたら、もう否決になるってわかりますよね、誰が聞いても。もう心証を悪くして、真ん中で賛成、反対に中道といいますか、真ん中で揺れている議員さんもおられるかもしれませんから、その方たちの同意をなんとかして引き込もうというような努力を全く感じません。なら、その否決でいいのか、何を目指されているのか、本当わからないです。

私は、はっきり言って今回の件ですごく、何度も言いますが、地元議員でございますので、今回、本当、手を突っ込まれたような感じで本当、冷静な顔をしておりますが、腹の中は本当煮えくり返っているようなところがあります。何でこんなことをしている、なぜ解決に向けて努力をしないのか、その関わった議員さん、市長も含めて、執行部も含めて、一歩も引かないじゃ、本当議論にならないですよね。何か解決に向けて、プロセスの問題をあからさまにして、問題があったならあったというあたりの反省の発言は少しでも出していただいて、こういう堂々巡りのような話を本当ぜひとも努力していただきたい。ボールは市長、そして関わった議員さんのほうにあるんです。反対している議員にあるわけじゃありません。ボールはそちら側にありますので、何とかしてこの解決に向けて御努力いただきたいと思って私の発言とさせていただきます。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見ございませんか。岡山議員。
- ○6番(岡山 隆君) 賛成がなかったようで、今度、私は反対という立場でお話させていただきますけれども、今の秋枝議員の賛成する弁、もうこれはしっかり見ていただければわかるって言われましたけど、もう一度言います、政治倫理条例3条の中には「市職員の採用、承認または人事異動に関しての推薦もしくは紹介等、その他地位を利用した不当な影響力を行使しないこと」、これ、もう先ほどからずっと平行線なんです。もうこのままいったら結論どうなるかっていうのは大体わかる

んですけれども、本当にそこのところを理解しようとしないのか、ちょっと私、そ の辺理解しかねるところがあるわけであります。

私も前期の時に副議長をさせて――2年間――いただきましたけれども、人事とかそういった、ここに今書かれていること、前村田市長からは一度もそういったことは受けていないし、そして議長、副議長、一緒の場合もこういった事案っちゅうのことに対して、当然私にあっても当然受けないし、動かないし、その辺はなかったです。

今回、西岡市長になって、そういったことも当然立場が違うからありませんけれども、本当にそういった面においては、今までは私はきちっとしてきておった、この2年間でしたけれども、私はそのようにそこのところのものっちゅうのはきちっと対応できておった、このように感じております。

しっかりと今後ともこのまま、今、政治倫理審査会で結論はまだ出ておりませんけれども、おおむねその結論の方向というのは出つつあるわけでありますけれども、今回はもう既に、きょうは採決でありますので、今までの立場、立場、それぞれの思いでしっかりと、きょうはこれ以上やってもずっと平行線が続くばかりでありますので、しっかりと今回、同意か不同意か、しっかりともう判断を仰ぐ時期である、このように思っているところです。

以上です。

- 〇議長(荒山光広君) その他、御意見。杉山議員。
- ○2番(杉山武志君) 私、賛成意見を述べさせていただきます。

先ほど来、お話が出ております倫理審査会、これのメンバーでもございますが、 私は私なりに随分の参考文献等、勉強させていただきました。まだ、その結果の途中ではございますが――その結果の途中ということで、大変苦渋の判断を迫られております。

先ほど、猶野議員の発言の中にも苦渋の選択だという御発言がありました。私の場合は、右と左、反対に出ました。なぜかと申しますと、審議途中で、竹岡議員、秋山議員のほうから審議途中である、大変この重きであるということを私も重々存じ上げております。ただ、先ほど来、要所要所に出てきております教育行政の停滞、本来でしたら4名の方が執務をされるところが、現在2名の方で補っておられます。絶対とは申しませんが、停滞が危惧されるのは必至のことだろうと思います。私は

そこを勘案すべく、この時点で苦渋の選択を迫られた場合、賛成させていただいて、 教育行政をまず前に進める、そういう思いで賛成させていただきます。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見ございませんか。戎屋議員。
- ○3番(戎屋昭彦君) 私は反対意見を述べさせていただきます。

今、杉山議員がおっしゃられましたように、教育行政は確かに問題があるかもわかりません。しかし、今までの臨時議会、今回の本会議、いろんな御三人の議員の方が関与したこと、やはりこれはあくまでもやっぱり倫理条例の市の職員の採用に関わっているというふうに私も思ってます。

当初は、ある議員の方は、「市職員は一般職だ」というふうな発言もありました。しかし、私も企業人でございますが、企業というのは従業員というのは役員をのけた部長以下は全て従業員です。まして、市の職員といえば当然、市長、副市長をのけた部長以下が皆さん、職員の方だと思っています。その発言も先だって、田辺部長からございました。やはり、私もやっぱりこのあたりが非常に倫理にかかわっているということで、やはり本当に私、悩んでいます。ただ、なぜ悩んでいますかといいますと、この教育委員のメンバーの1人が私の友人の方、この方ははっきり言ってこの3人の議員方には全く関わっていません。しかし、一括ということの議案なものですから、本当に私も悩んでいます。しかし、あくまでもやはりこの議案に対しては、どうしても倫理が引っかかっているということで、私は反対の意見を述べさせていただきます。

〇議長(荒山光広君) その他、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。本案について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(荒山光広君) 結構です。挙手少数であります。よって、本案は同意しない ことに決しました。

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規 定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま、決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が 生じた場合は変更の決定について、議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時33分休憩

.....

午後 2時44分再開

○議長(荒山光広君) 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長(石田淳司君) 御報告いたします。ただいま、机上に配付いたした ものは、議事日程表(第4号の1)以上1件でございます。

御報告を終わります。

〇議長(荒山光広君) お諮りいたします。

日程第11から日程第14の4件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、日程第11から日程第 14を日程に追加することに決しました。

日程第11、議案第62号美祢市監査委員の選任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、竹岡議員の除斥を求めます。

〔竹岡昌治君 退席〕

〇議長(荒山光広君) 市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長(西岡 晃君) 本日、平成28年第2回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げます。

議案第62号は、美祢市監査委員の選任についてであります。監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者及び美祢市議会議員のうちからそれぞれ1名を選任することとなっております。つきましては、識見を有する者として兼重勇氏、市議会議員から竹岡昌治氏を監査委員として選任いたしたいので、同規定により市議会の同意を求めるものであります。

なお、識見を有する者の選任に当たっては、総務部長に候補者をリストアップさせ、私と副市長及び総務部長で協議を行い、選任いたしたことを申し添えさせていただきます。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御 審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(荒山光広君) 日程第11、議案第62号美祢市監査委員の選任についての 質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第62号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。徳並議員。

- ○13番(徳並伍朗君) それでは、私は反対の討論を申し上げます。このたびの人事案件につきましては、午前中にも議論されましたように不審な点が多すぎる。詳しくはもう申し上げる気にもなりませんが、議会は襟を正し、みずから疑いを持たれる行為はしないことが原則です。よって、第62号の人事案件については反対をいたします。
- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。山中議員。

- ○9番(山中佳子君) 私はこの議案に賛成いたします。人物的にも問題ないと思いますし、市長の今の説明でよくわかっておりますので、議会からは竹岡昌治氏、それから識見を有する者として兼重さんが挙げられておりますが、賛成意見とさせていただきます。
- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。本案について、原案のとおり選任することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(荒山光広君) はい、結構です。

挙手少数であります。よって、本案は同意しないことに決しました。

竹岡議員の復席を許可いたします。

〔竹岡昌治君 復席〕

〇議長(荒山光広君) 竹岡議員には、ただいま議会におきまして、監査委員の選任 に同意されませんでしたのでお知らせいたします。

日程第12、議員提出議案第2号美祢市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。髙木法生議員。

[髙木法生君 登壇]

○7番(髙木法生君) それでは、議員提出議案第2号美祢市議会委員会条例の一部 改正について提案理由の御説明を申し上げます。なお、本案は戎屋昭彦議員、秋枝 秀稔議員、猶野智和議員の御賛成をいただいて提出するものであります。先ほど、 市長提出議案第57号美祢市行政組織条例の一部改正についてを可決し、本市の行 政組織に新たに市長公室が設置されることになりました。このことに伴いまして、 美祢市議会委員会条例第2条第1項第1号にあります総務民生委員会の所管事項に 市長公室を新たに加えるため、改正を行うものです。

以上で提案理由の説明といたします。

[髙木法生君 発言席に着く]

○議長(荒山光広君) これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔髙木法生君 自席に着く〕

○議長(荒山光広君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出 議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたい と思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案 のとおり可決されました。

日程第13、議員提出議案第3号美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の全部 改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 登壇〕

○14番(竹岡昌治君) それでは、議員提出議案第3号美祢市議会の政治倫理に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

美祢市議会は、前議長秋山議長の肝いりで、平成23年3月24日に美祢市議会基本条例を施行されました。それは、二元代表制の一翼を担う機関として、市民の皆様の付託に応え、市政発展に寄与するためであります。中でも、議員の倫理について第18条に「議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」と定めております。さらに2項として、「政治倫理については、別に定める」と規定され、同日、つまり平成23年3月24日でご

ざいますが、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例が施行されました。

ところが、昨年の9月議会において、議員提出議案として同条例の全部改正が提案され、提案者に質問しても十分な答弁もなく、一部は知らない、わからないというような答弁でございましたが、府中市の政争の道具としてつくられた条例と判例をもとに提案され、府中市の議会倫理条例の判決を盾に強行採決され、制定されました。つまり、政争の道具として美祢市にも施行されたわけであります。

それぞれの自治体の地方経済の健全なる発展と議員活動の倫理性を担保しながら、地方政治の健全化を目指し、議員はみずから律するところは律して、議員活動をしなければならないと思われます。なぜなら、議員の立場を利用したり、担当課に口利きや議会が承認しなければならない人事案件に介入したり、自己に有利な利益誘導することは議員として恥ずべき行為と認識しているからであります。

選挙終了後、議会は、倫理に関して混沌としております。政治倫理審査会においても、十分な議論がされてないとの意見も出され、見直しの要求もありました。

また、昨年9月の全部改正のときも申し上げたように、本年4月の選挙を通して 現条例の改正を訴えてまいりました。

そこで、現在の倫理条例を一旦当初の平成23年3月24日に施行された倫理条例に戻し、政治倫理条例に関する特別委員会を設置され、早急に議論を重ね、新たな政治倫理条例を制定されることを要望申し上げます。

なお、この条例の附則において、この条例の施行日を公布の日からとすること及び経過措置として、この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の規定によりなされた審査の請求に係る審査会の取り扱いについては、なお従前の例による、いわゆる現在設置されております政治倫理審査会については、改正前の条例の規定のとおり取り扱いを継続して行うことになります。

また、この条例改正に伴い、美祢市議会基本条例第18条第2項について、所要 の改正を行う旨規定しておりますので申し添えます。

議員各位の皆様におかれましては、深慮の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げまして提案理由といたします。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○議長(荒山光広君) これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○8番(三好睦子君) お尋ねいたします。

この改正の内容を見ますと、92の2、市との契約に対する遵守事項がないよう に思うんですが、これは明記されてませんがなぜでしょうか、お尋ねいたします。 竹岡議員さんは、92の2についてはしっかりと審議をしなければならないと言わ れたはずですが、私もそう思いますが、どうしてないのでしょうか、お尋ねします。

- 〇議長(荒山光広君) 竹岡議員。
- ○14番(竹岡昌治君) 三好議員の御質問にお答えしたいと思いますが、先ほど提案理由の中で申し上げましたように、平成23年3月24日の倫理条例に一旦戻す、ただし、美祢市に合った条例改正をするために特別委員会を設置していただきたいと──このように申し上げたとおりでございます。
- ○議長(荒山光広君) その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔竹岡昌治君 自席に着く〕

○議長(荒山光広君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出 議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたした いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。秋 枝議員。

○5番(秋枝秀稔君) 失礼します。反対の立場から討論を行います。

私、せっかくいい条例ができまして、県下に誇れる条例というふうに自負しておりました。これで育っていけば美祢市大変よくなるんではないかというふうに思っておりました。非常にこういう提案が出されて残念でございます。

私もいろいろ調べましたら、お隣の下関市が議員倫理条例をそれを美祢市とほとんど同じような条例でつくっておられまして、今の議会じゃなくて次の議会から適

用するというふうに決めておられます。これ、ホームページで見ました。いい条例だからそういうふうにするというふうになるんでしょうが、そういうこともありまして、私はこの条例を守っていくべきだというふうに思います。

以上です。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。戎屋議員。
- ○3番(戎屋昭彦君) 私は、賛成のほうでお話させていだだきたいと思います。

この倫理条例について、今まで私もこの議会に入っていろんなことで携わってまいりました。しかし、この倫理条例の中で特に2親等、いろんな親族の問題が掲載しておりました。私も東京から戻ってきて、やはりみんなのために一生懸命やりたい。まして、美祢は人口が減少しております。その中で、やっぱり家族がやってる仕事を都会から戻って来て手伝いたい、いろんなことがあると思います。そういったことを、いろんなことも考えて、やはりこの文は今後のために見直しが必要かと思います。それで賛成の討論とさせていただきます。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。山中議員。
- ○9番(山中佳子君) 現行の政治倫理条例は、昨年9月30日、純政会が熟慮の上、 提案・採決されたものであります。立派な政治倫理条例であると思っています。今 回、提出されました全部改正には反対いたします。
- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。安冨議員。
- ○15番(安富法明君) 賛成。ただいま反対の意見があったんですが、実は私がおりませんときに、この倫理条例は可決されております。今回の人事案件等について、非常にこの条例をもとにいろいろ多くの悩みを抱えながらいい結果が出なかったわけなんですが、この条例について私は、基本的に何が悪いのかということが明確になってない、議論がっていいますか審議が尽くされてないように、現行の倫理条例については感じております。表決についても、確か1票差だったと聞いておりますし、かかる政治倫理にかかわるようなものは、全会一致とまではいかないまでも、少なくとも多くの賛成者を得るような形で審議を尽くされることがやはり望ましいっていうふうに考えております。

内容につきましても、上位法、自治法の92条の2項あたりの主たる業務、要するに公共事業にかかわる問題ですが、一切のものを2親等までというふうな形での 決め方が果たして本市のその状況になじむのか、公共事業っていうのは悪なのか、 そういうふうなことをもう少し、厳しいものをお決めになられて、その厳しいものに対して議員の介入等についての見解が大きく異なってきているわけです。私は、 やはり早い機会にこの条例についても十分に見直して、多くの方の賛同が得られるような倫理条例に私はしていただきたい、そういう意味で賛成をいたします。

- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。三好議員。
- ○8番(三好睦子君) 反対の立場で意見を述べます。

今、公共事業が悪だとか何とか言っておられましたが、私は公共事業が悪だとは言っておりません、思いません。身近な公共事業こそ、この市政の発展につながると思います。今回提案された改正の内容を見ますと、議員の政治倫理、一番ネックになっている部分は市との請負、市の契約に対する遵守事項の中で、市との請負契約に対するという部分ですが、これは92の2の当たるところですが、この一番大切な部分がこの中では骨抜きというか、一番肝心なところが抜けているように思いますので、以前の改正案が本当にしっかりしたものだと思いますので、今回の改正案については反対いたします。

- **〇議長(荒山光広君)** その他、御意見はございませんか。岡山議員。
- ○6番(岡山 隆君) 今回のこの議員提出議案第3号の美祢市議会議員の政治倫理 に関する条例の全部改正について、これについて賛成したいと思っております。

昨年の9月議会において、この議員提出議案として今の実際、政治倫理条例施行されておりますけれども、それにのっとって今やっております。その中で、特にこの第4条の中で、議員、その配偶者もしくは当該議員の2親等以内の親族または同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は…ちょっとあとは云々ありますけれども、(発言する者あり)92条の2の規定の趣旨を尊重しってあります。こういったところのもの、特に2親等までっちゅう兼業の禁止並びに2親等部分について、これが今、全国で1700の市町村、自治体がありますけれども、ここまでのものを入れたところのものというのは18ぐらいしかないかなと思っております。それで、全国的にも全てがこういう8割、7割、こういったところの4条をきちっと盛り込んでおれば、私も、この条例についてはおおむね時代の流れとして重要でないかと思って賛成もするんですけれども、実際そこを入れているところっていうのは、そこまでまだ厳しくしていないという前例が、今まだまだたくさんあります。

そして今後、昨年の9月から今の新しい改定案も出てますし、またそのときの特別委員会において議会改革推進特別委員会の中で、ちょうど今できたのが純政会と新政会とか政和会、また、委員長が中心となって調整された案というのもかなり出てきておりました。そういったところを、いい案も出ておりましたので、そういったところを深く審議することなく採決になって、本当議長が外れてましたから、8対7ですか、実際本当は同数、議長が入れば同数という状況にはなっちょったと思います。

今後、だからいろいろせっかく今まで条例が出ておりますので、今後、しっかりそういったところのものも審議しながら、まず、この今提案者の言われました竹岡議員のこの平成23年の3月24日、そこにちゃんと戻して、もう一度今まで昨年の9月からやってきたいろんな折衷案とか出た条例もありますので、そこをさらに深めて、より美祢市の事情に合った政治倫理にしていくことが、私は重要であると思っておりますので、今回の提出に関しては賛成いたします。

以上です。(「議長もう一度いいですかね」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(荒山光広君) 安冨議員。
- ○15番(安富法明君) ただいまの三好議員のその意見なんですが、恐らく例えば今の現行の政治倫理条例を一応全部改正するよということで、今度また新しく検討しましょうということですよね。それで、その間に空白期間を設けるような形になるのはよくないから、旧倫理条例をそれまで適用しますよということでしょ。(発言する者あり)いやいや、だから三好議員はその中の旧倫理条例に92条の2がないからいけない、こういうふうに言われてるんでしょ、じゃないんですか。(発言する者あり)いや、私はそういうふうに聞こえました。だから、旧条例を適用する間は、何ていうの、新しい特別委員会において新しい条例が、何ていうんですかね、可決されて施行されるまでの間という、私そういうふうに理解しているが、ちょっと違うんでしょうかね。
- 〇議長(荒山光広君) 三好議員。
- ○8番(三好睦子君) 私は、この以前の政治倫理についてはしっかり審議されて、 みんなが真剣に討議したと思います。私は真剣に討議しました。それでつくられた 条例なので、もちろんこの改正する必要はないと考えます。
- ○議長(荒山光広君) その他、御意見はございませんか。下井議員。

〇11番(下井克己君) 反対のほうで一言、ちょっと言わさせていただきます。

私、先ほど竹岡議員は、平成23年3月24日施行の倫理条例に戻し、というふうに言われました。私は、今、昨年この決まった今の基本条例をベースにいろいろ審議していって、もし議員提案で変更できるとこがあれば変更していけばいいじゃないかと思っております。理解していただけますかね、言っていること。(発言する者あり)はい、ありがとうございます。

済みません、以上です。

- 〇議長(荒山光広君) 済みません、下井議員、今、あの基本条例と言われましたけ ど、政治…
- **〇11番(下井克己君)** 政治倫理条例です。済みません、間違いです。済みません。
- ○議長(荒山光広君) その他、御意見ございませんか。よろしいですか。それでは 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり 決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(荒山光広君) はい、結構です。

挙手多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま、議員提出議案第3号が可決されましたが、会議規 則第43条の規定により、その条項、字句、数字その他調整を要するものにつきま しては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第14、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付いたしておりますとおり、 15名の委員により政治倫理条例に関する特別委員会を設置し、政治倫理条例に関 する事項を審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、政治倫理条例に関する特別

委員会を設置し、政治倫理条例に関する事項を審査することに決しました。

お諮りいたします。特別委員会はその審査目的が終了するまで審査いたしたいと 思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(荒山光広君) 御異議なしと認めます。よって、特別委員会は閉会中といえ ども、その目的が終了するまで引き続き審査することに決しました。

先ほど設置されました特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第 1項の規定により、議長を除く15名を指名いたします。

以上をもちまして、今定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。 これにて、平成28年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れでございました。

午後3時18分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月30日